

武蔵野市地域防災計画修正の方向性について（案）

計画の修正は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき行うものである。その「見直しの焦点」は次の（1）～（7）のとおりである。

（1）防災基本計画や東京都地域防災計画等との整合性の確保

災害対策基本法や防災関連法令の改正に対応し、防災基本計画や東京都地域防災計画など上位計画との整合をはかり、防災対策の実行上で関係機関と隙間ない一体的体制を確保する。

（2）武蔵野市第六期長期計画等との整合性の確保

災害関連死の減少や、マンション自主防災組織設立の働きかけなど、長期計画等との整合性をはかる。また、令和3年度に着手する「国土強靱化地域計画（仮称）」や業務継続計画などの関連計画、現在策定中の「災害時物資供給マニュアル」及び「震災復興マニュアル」などのマニュアル類との役割分担を明確化するとともに整合性をはかることで、防災対策の連続性を確保する。

（3）災害時要配慮者支援体制の強化

被災者の生活環境の改善や、福祉避難所の指定、人的物的体制の整備、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成など要配慮者支援強化の求めに応じた体制を検討する。

（4）避難に関する体制の整備、充実化

在宅避難や分散避難など、地域特性や個人の置かれた状況を踏まえた適切な避難行動についての啓発・理解促進を進める。また、在宅避難を支援する体制の強化を検討する。

（5）「自助」「共助」「公助」の的確な連携

自助の取組としての地域特性に応じた防災意識の向上、備蓄の推進、共助による連携体制の確保、地域の防災活動の担い手を育成など、自助・共助の体制強化に向けた支援策を検討する。

「公助」の担い手である市職員が減少傾向にある一方、高齢化などによる災害時要配慮者の増加が見込まれる中、公助の限界を理解しつつ、「公助」の役割と責任範囲を明確化し、実効性を担保するため、市の組織改変への対応、会計年度任用職員の位置づけの整理、人・物資の受援体制の位置づけなどを行う。

（6）感染症流行期の対応及び感染症対策の強化

新型コロナウイルス感染症の流行に即した対応として、避難所等における衛生資器材の配備、避難時の感染症対策の啓発や避難所運営における感染症対策の強化などを記載する。

（7）新たな災害想定や複合災害への対応

将来、噴火の可能性を排除できない富士山等活火山への対策として、火山の観測情報等に基づく火山噴火降灰編（仮称）として新たな計画を整備するとともに、感染症の流行と地震の発生や、地震発生時の台風対策など複合災害の可能性も視野にいたった計画内容について検討する。

その他、計画の修正にあたり、今後、「計画の実効性を確保する」という観点から、次の（8）～（10）に留意して、取り組む。

（8）ICTの活用

国や都のシステムや市既存の通信手段やネットワークの最大限の活用検討と並行し、被害状況や避難所の物資管理などの情報収集・管理、連絡手段の効率性・非接触性を高めるための情報通信機器の導入を検討する。

(9) 計画修正時からの合意形成

市(職員含む)、防災関係機関及び地域住民の合意形成を図るため、広く意見聴取を行い、また、市議会・市民への情報公開を実施して、関係者間での相互理解をはかる。

(10) 地域防災計画の確実な実施と継続的改善

計画の確実な実行を促進するための進捗管理体制や毎年の見直しのための改善サイクルを整理する。